

磐田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市立公民館条例施行規則（平成17年磐田市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び第5条第3号中「及び豊田西公民館」を「、豊田西公民館及び豊岡東公民館」に改める。

第6条第3項中「磐田市立竜洋公民館大ホール」を「磐田市立福田公民館ホールについては、使用日の属する月前6月から使用日の前日までの間、磐田市立竜洋公民館大ホール」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「附帯設備」を「附属設備」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。